

# 10年度から転作制度が 大きく変わりました！

戦後3度目の大幅な米余り状態の中で米価が下がり続けています。平成10年度は転作目標面積が大幅に拡大され、横芝町では耕作面積の約3割に当たる303・3ヘクタール（9年度と比較すると84・2ヘクタールの増加）の転作面積配分を受けております。米余りを解消し、米価・稲作経営の安定を図るため、稲作農家のみなさんには米の生産調整にご理解とご協力をお願いします。また、転作達成者に不利益が生じないように、助成金の仕組みも大きく変わりました。ここにその主な内容についてお知らせいたします。

一、助成金と価格補てん金の交付を受けるためには…

▼転作助成金制度（米需給安定対策）と価格補てん制度（稲作経営安定対策）の2つの制度に同時に加入することが必要です。

▼生産調整の100パーセントの達成が必要です。

二、制度への加入には、**拠出金**が必要

▼転作助成金制度には、保有水田面積10アール当り3,000円の拠出が必要です。

▼価格補てん制度への加入には、出荷する自主流通米60キログラム当り380円程度（基準価格の2パーセント）の拠出が必要です。

三、制度に加入し、100パーセント達成すると助成金と補てん

金が交付される

## 《転作の場合》

▼転作内容・面積に応じた助成金が交付されます。

▼麦、大豆、飼料作物、景観形成作物等で転作すると、従来より有利な助成金が交付されます。

▼農家組合単位で集団加入（4分の3以上）する場合は、10アール当り5,000円の助成金が加算されます。

## 《自主流通米の価格が下がった場合》

▼下がった金額の80パーセントの補てん金が交付されます。

▼9年産自主流通米についても価格補てんが行われます。（9年・10年ともに転作100パーセント達成の人が対象）

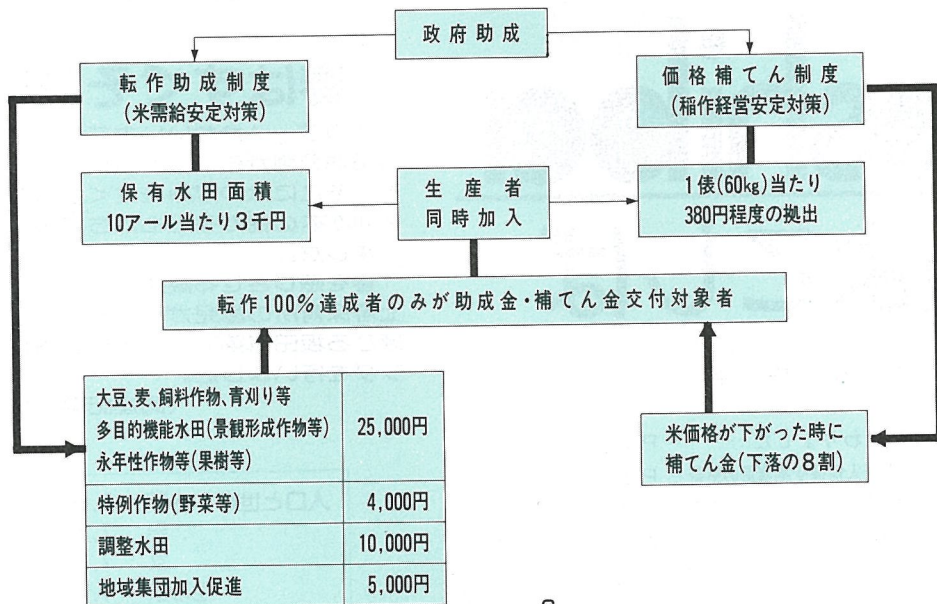
## 四、制度への加入時期

▼2月から5月末日までです。

二つの制度に同時加入し  
100パーセント達成しましょう

※ 詳しくは、JA各支所又は役場産業振興課におたずねください。

## 助成金制度の仕組み



※ 地域集団加入促進加算については、農家組合の3/4以上の方の加入が必要